

2. 遺棄の防止のために ～警察との連携事例

適正飼養や譲渡を進めるとともに、猫の遺棄を減らすことも重要です。動物を遺棄した場合に罰金が課せられる法律があることを知らない人も多いことから、「猫を遺棄することは犯罪である」ということをどう伝えていくか、警察と連携した各地の事例をご紹介します。いずれの地域でも立件や逮捕に至った例ではありませんが、常に「遺棄＝犯罪」という認識で警察署に繰り返し働きかけることで、警察の対応が変わり、また市民への周知・抑止効果が生まれています。

事例 沖縄県

警察と連名で「遺棄虐待防止」ポスターを

沖縄県では、捨て猫が多い地区に再犯防止のためのポスターを所轄の警察の名前入りで掲示するようにしています。具体的な所轄警察の名前が入っていることで抑止効果は高まるということで、環境省が発行している「遺棄虐待＝犯罪」を伝えるポスターを警察と連携しアレンジして使用しています。こうしたポスターの使用方法は各地で行われています。

大阪府堺市

捨て猫を見つけたらまず警察へ！と呼びかけ

大阪府堺市の動物指導センターでは「猫が捨てられている」という相談が市民から寄せられた場合、まず警察に通報するよう徹底して呼びかけをしています。「センターが引き取るかどうか」の前に「捨て猫は犯罪である」ということを伝え、市民自ら通報してもらい、とにかく警察に現場確認をしてもらいます。警察の出動があってもそこから犯人の特定に結びついたことはこれまでありませんが、捨て猫を発見したら必ず警察に通報するという流れを徹底することで、市民の中で「遺棄＝犯罪」という認識が高まっています。所轄の警察も年に一度開かれる「動物愛護行政連絡調整会議」に出席し、捨て猫対策についても意見交換・協議を行い、行政との連携を深めています。

石川県金沢市

年に一度の警察署訪問で理解を求める

石川県金沢市の金沢市保健所では、毎年一度年度が変わるたびに市内にある3つの警察署に赴いて、動物愛護管理法、特に「動物の遺棄・虐待＝犯罪」への理解を求めています。環境省から発行されている「動物の遺棄・虐待等調査報告書」を持参し、実際にどのような例があるか、どのようなことが「遺棄・虐待」にあたるのかを担当部署「生活衛生課」の現場の警察官に説明し、通報があった場合すみやかに対応してもらえるように協力を要請しています。会議や文書での連絡に加えて実際に毎年対面して説明をすることで警察の理解も深まり、市民からの捨て猫の通報に真摯に対処してくれる（ダンボールに入って捨てられていた時には「鑑識係」が出動・指紋採取など行ったこともある）ようになり、市民に対しても「遺棄＝犯罪」を周知する機会になっています。



所轄警察の名前が入ることで抑止効果が高まる